

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 菅野 ひろのり

1 日時

令和4年12月6日（火曜日）

午前9時59分開会、午後1時39分散会

（休憩 午前10時49分～午前10時49分、午前10時53分～午前10時53分、
午前11時4分～午前11時10分、午前11時52分～午後1時0分）

2 場所

第1委員会室

3 出席委員

菅野ひろのり委員長、高橋穩至副委員長、関根敏伸委員、名須川晋委員、
城内よしひこ委員、高橋こうすけ委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

佐藤担当書記、及川担当書記、藤原併任書記、柳原併任書記、金野併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 政策企画部

小野政策企画部長、菊池副部長兼首席調査官、竹澤参事兼政策企画課総括課長、
本多特命参事兼政策課長

(2) 総務部

千葉総務部長、村上副部長兼総務室長、加藤参事兼人事課総括課長、
草木法務・情報公開課長、山田財政課総括課長、加藤行政経営推進課総括課長、
和田管財課総括課長

(3) ふるさと振興部

熊谷ふるさと振興部長、小國地域振興室長、菊池国際室長、渡辺交通政策室長、
大越企画課長、大森市町村課総括課長、高井地域企画監、山本地域振興課長、
山田交通課長

(4) 人事委員会事務局

菊池人事委員会事務局長、藤村職員課総括課長

(5) 警察本部

長谷川警務部長、吉田参事官兼警務課長、高橋監察課長、千葉警備課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

- ア 議案第1号 令和4年度岩手県一般会計補正予算（第6号）
第1条第1項
第1条第2項第1表中
歳入 各款
歳出 第11款 災害復旧費
第6項 鉄道施設災害復旧費
第2条第2表中
追加中 20
- イ 議案第3号 個人情報保護等に関する条例
- ウ 議案第2号 情報公開条例の一部を改正する条例
- エ 議案第4号 岩手県情報公開・個人情報保護等審査会条例
- オ 議案第5号 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- カ 議案第6号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- キ 議案第7号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- ク 議案第8号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- ケ 議案第9号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- コ 議案第15号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- サ 議案第10号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- シ 議案第11号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- ス 議案第12号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例中
他の委員会の付託分以外
- セ 議案第17号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- ソ 議案第18号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて
- タ 議案第43号 当せん金付証票の発売に関し議決を求めることについて

(2) 次回の委員会運営について

9 議事の内容

○菅野ひろのり委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日は、糠森担当書記に代わり、佐藤担当書記が出席しております。よろしくお願ひします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日の日程は、審査の都合上、議案の審査の順番を変更しておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、議案の審査を行います。議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第6号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第11款災害復旧費、第6項鉄道施設災害復旧費、第2条第2表債務負担行為補正中、追加中20を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○山田財政課総括課長 議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、令和4年8月の大雨被害に対応したI G Rの災害復旧事業費補助及び令和4年福島県沖地震に対応した中小企業等のグループ補助の予算を計上したものでございます。

議案（その1）の1ページをお開き願います。まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ3億1,837万3,000円を追加し、補正後現計を8,311億9,160万8,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、2ページから3ページの第1表のとおりでございます。これにつきましては予算に関する説明書により御説明申し上げます。

次に、第2表債務負担行為の補正につきましては、当委員会所管に係るものは4ページからの第2表のうち、5ページの20、放置車両確認事務委託の1件でございまして、令和7年度までの総額を2,200万円と設定しようとするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げます。説明書の3ページをお開き願います。まず、9款国庫支出金、2項国庫補助金につきましては、中小企業等復旧・復興支援事業費の補正に伴うものでございます。1億6,518万1,000円の増額でございます。

次に、4ページの12款繰入金、2項基金繰入金につきましては、I G Rの災害復旧事業費補助の補正に伴うものでありまして、7,060万1,000円の増額でございます。

次に、5ページの13款繰越金につきましては、中小企業等復旧・復興支援事業費に繰越金を充当するものでございまして、8,259万1,000円の増額でございます。

続きまして、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。7ページの11款災害復旧費のうち、6項鉄道施設災害復旧費につきましては、令和4年8月大雨被害に対応したI G Rの災害復旧事業費補助でございまして、7,060万1,000円の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第3号個人情報の保護等に関する条例、議案第2号情報公開条例の一部を改正する条例及び議案第4号岩手県情報公開・個人情報保護等審査会条例、以上3件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○草木法務・情報公開課長 議案第3号、第2号及び第4号について、一括して説明いたします。

なお、説明は便宜お手元に配付しております各条例案の概要により御説明いたします。

まず、議案第3号個人情報の保護等に関する条例から御説明いたします。1の制定の趣旨についてですが、個人情報の保護に関する法律の実施に関し必要な事項を定めるとともに、死者に関する情報の保護が重要であることに鑑み、死者に関する情報の取り扱い等に関し必要な事項を定めることとするものであります。

基本的な考え方としましては、現行条例を個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例として見直しつつ、県民サービスの観点から必要と考えられる本県独自の制度は維持し、県民等に対する影響を可能な限り最低限にとどめようとするものであります。

2の条例案の内容についてですが、(1)は条例の趣旨について、(2)は定義等について定めるものであります。

(3)は、個人情報ファイル登録簿の作成及び公表について、(4)及び(5)は開示決定等の期限やその特例について、(6)及び(7)は開示請求に係る手数料等、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の徴収等について定めるものであります。開示請求に係る手数料については、国の個人情報保護制度と同額の行政文書1件につき300円とするものであります。

(8)から(11)までは、死者に関する情報に係る職員の義務、死者情報の開示請求権や訂正請求権、その他死者に関する情報の開示等の手続について定めるものであります。死者に関する情報については、個人情報として条例に規定することが法により許容されていないことから、個人情報とは明確に区分した上で規定するものであります。

そのほか、(12)は審査会の諮問等について、(13)は法及び本条例の実施状況の公表について、(14)は条例の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定めることについて定

めるものでございます。

3の施行期日等についてですが、この条例は個人情報の保護に関する法律の施行日である令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

また、現行の個人情報保護条例を廃止し、所要の経過措置を講ずるほか、各関係条例につきまして、所要の整備のため一部改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第2号の情報公開条例の一部を改正する条例について御説明いたします。1の改正の趣旨についてですが、開示請求及び開示の実施について手数料を徴収することとし、審査請求を岩手県情報公開・個人情報保護等審査会に諮問しなければならないこととする等所要の改正をしようとするものであります。

2の条例案の内容についてですが、(1)は開示請求及び開示の実施についての手数を徴収するものであります。開示請求に係る手数料につきましては、類似制度である個人情報の保護等に関する条例及び国の情報公開制度と同額の行政文書1件につき300円とするとともに、開示の実施に係る手数料を写しの交付等に要する費用とし、その額が開示請求に係る手数料の額に達するまでは無料、超える場合はその超える額を徴収しようとするものであります。

(2)は、後ほど御説明いたします審査会の統合に伴う岩手県情報公開審査会に係る規定の削除について、(3)は電磁的記録の開示の実施の方法について定めるものであります。

(4)は、この条例改正に伴う条項ずれ等に係るその他所要の整備をするものであります。

3の施行期日等についてですが、この条例は個人情報の保護等に関する条例と同日の令和5年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を講ずるものであります。

最後に、議案第4号岩手県情報公開・個人情報保護等審査会条例について御説明いたします。1の制定の趣旨についてですが、実施機関等の諮問に応じ、その権限に属された事項を調査審議するため、岩手県情報公開・個人情報等審査会を設置しようとするものであります。今回の法改正を契機に三つの審議会等を統合するものであり、現行の情報公開条例及び個人情報保護条例を引き継ぐ内容となっております。

2の条例案の内容についてですが、(1)は審査会の設置について、(2)は定義について、(3)から(9)までは審査会の所掌、組織、委員、会長及び副会長、専門委員、会議、調査権限について定めるものであります。

(10)から(13)までは、意見の陳述、意見書等の提出、審査会の委員による調査手続、提出書類の写しの送付等について定めるものであります。

(14)は審査請求に係る調査審議手続の非公開について、(15)は答申書の送付等について、(16)は審査会の庶務について、(17)は審査会の運営に必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることについて、(18)は審査会の委員及び専門委員が守秘義務に違反した場合の罰則について定めるものであります。

3の施行期日についてですが、この条例は個人情報の保護等に関する条例と同日の令和

5年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○飯澤匡委員 議案第3号の説明文書の箱囲みに書いてありますが、これは関係法律の整備に関する法律の改正によって条例案の改正を余儀なくされたものだと思いますが、最後のパラグラフで、基本的には現行条例を法の施行に関する条例として見直しつつ、県民サービスの観点から引き続き必要と考えられる本県独自の制度等については別途制度を設けて維持するなどは何を指しているのか。そしてもう一つ、県民等に対する影響を可能な限り最低限にとどめる内容とする、これはどういうところを配慮しようという考えであるのかを示してください。

○草木法務・情報公開課長 飯澤匡委員からの御質問についてですが、本県独自の制度につきまして、一つ目は(3)の個人情報ファイル登録簿でございます。国の制度では、個人情報ファイル簿で、1,000未満の個人情報などについては作成不要とされているところがありますが、県はそれよりも少ない個人情報についてもファイル登録簿として継ぎ足して作成して、県民の検索性の利便に資したいと考えております。

2点目でございますが、(8)等の死者に関する個人情報の取り扱いは個人情報は生きている方の個人情報ということですので、それと区分した上で、死者に関する情報としまして、遺族等の開示請求を対象として維持しようとするものでございます。これは、現行規定でもございまして、法と明確に区分する上で規定すれば国も許容するとされたものでございます。

最後でございますが、(13)の実施状況の公表についてでございます。こちらは、国へも実施状況の公表をするわけですが、県では今まで実施機関ごと、例えば教育委員会や知事部局など内訳まで公表してございまして、国ではそこまで細かいものは公表しない予定と伺ってございましたので、現行の透明性を維持するサービスとして、公表制度は維持したいと考えております。

次に、県民サービスを維持するために必要な限り取り組むといった内容についてでございますが、新法ではオンライン結合や要配慮個人情報、要はセンシティブ情報の特別な慎重取り扱いの手続を定めることは許容しないとしてございまして、我が県を含む多くの県ではそういった個人情報の漏えいにつながるものであったり、特に配慮が必要な個人情報の取り扱いについては慎重に定めていたものでございます。こちらは職員に対する義務がけという性格がございまして、条例で定めるとか、許容しないということではございますが、しっかり職員に対して通知等で引き続き適正な取り扱いをするように指導をしてまいりたいと考えているところでして、そういった部分は可能な限り影響がないようにとどめたいということで維持したい内容でございます。

○菅野ひろのり委員長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第5号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高井地域企画監 議案第5号の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の24ページをお開き願います。内容につきましては、便宜お手元に配付しております条例案の概要により御説明申し上げます。

本条例は、平成12年に施行された地方分権一括法による地方自治法の改正によりまして、都道府県の事務の一部を条例の定めるところにより市町村が処理することができることとされたことを受けまして、同年に施行したものでございます。

今回の改正条例案について御説明申し上げます。まず、1、改正の趣旨でございますが、旅券法の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。

次に、2、条例案の内容でございますが、旅券法の一部改正に伴いまして、一般旅券の査証欄の増補に係る規定が削除されたことから、同規定に係る事務を条例から削るなどの所要の整備を行うものでございます。

最後に、3、施行期日等でございますが、この条例は令和5年3月27日から施行し、あわせて所要の経過措置を講じようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 説明資料の中で宮古市等がとありますが、宮古市以外の市町村はどこか。それから、かかる経費はどのように移行するのかお伺いします。

○高井地域企画監 関係する市町村ですが、旅券法の発行の申請にかかる事務でございますけれども、全部で28市町村に移譲しております。具体的に言いますと盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町を除く28市町村で、盛岡市近郊以外でございます。

かかる経費でございますけれども、信頼性を向上させるなどで旅券法の改正が行われまして、査証欄という、ビザをパスポートに追加する事務をしないことになりまして、それを条例からも除くこととなりますので、経費的などは当然負担増はございません。

○菅野ひろのり委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第6号特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第9号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例まで、議案第15号市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第10号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、以上6件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤参事兼人事課総括課長 まず、議案第6号特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から御説明申し上げます。

議案（その2）の26ページをお開き願います。説明に当たりましては、それぞれの条例案について、便宜お手元に配付しております条例案の概要により説明させていただきます。

1の改正の趣旨についてであります。諸般の情勢に鑑み、特別職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

2の条例案の内容についてであります。期末手当の支給割合を表に記載のとおり、現行から0.05月分引き上げ、年間3.30月分に改定しようとするものであります。

3の施行期日等についてであります。この条例は公布の日から施行するものであります。期末手当の支給割合が令和5年度に係る部分については、令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

また、本年度12月に係る期末手当の支給割合については、12月1日から適用するとともに、所要の経過措置を講じようとするものであります。

次に、議案第7号の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第8号の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案第7号については議案（その2）の28ページ、議案第8号については議案（その2）の31ページに記載となっております。

まず、1の改正の趣旨についてであります。県人事委員会の給与改定に関する勧告に鑑み、特定任期付職員及び任期付研究員の給料月額及び期末手当の支給割合をそれぞれ改

定しようとするものであります。

なお、議案第7号の特定任期付職員とは、高度の専門的な知識、経験またはすぐれた識見を有する者を一定期間活用する任用形態の職員であり、また議案第8号の任期付研究員とは、研究業績等により特にすぐれた研究者と認められている者を招聘し、一定期間研究に従事する任用形態の職員であります。

2の条例案の内容についてであります。 (1)の給料表の改定につきましては、各給料表の1号級について給料月額を引き上げようとするものであります。

(2)の期末手当の改定につきましては、先ほど御説明申し上げました議案第6号の条例案と同様に、支給割合を年間3.25月から年間3.30月に引き上げようとするものであります。

3の施行期日についてであります。この条例は公布の日から施行するものであります。が、期末手当の支給割合の令和5年度に係る部分については、令和5年4月1日から施行するものであります。

続いて、議案第9号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第15号の市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案第9号については議案(その2)の34ページ、議案第15号については議案(その2)の104ページに記載がございます。

1の改正の趣旨についてであります。県人事委員会の給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職の職員及び市町村立学校職員の給料月額、通勤手当の支給限度額並びに勤勉手当の支給割合を改定しようとするものであります。

2の条例案の内容についてであります。 (1)の給料表の改定につきましては、全ての給料表について、初任給及び若年層に重点を置きつつ、給料月額を引き上げようとするものであります。

(2)、アの通勤手当の改定につきましては、交通用具使用者に係る通勤手当の支給限度額を月額4万9,300円から5万1,500円に引き上げようとするものであります。これは、本年の人事委員会勧告の報告におきまして、昨今の県内のガソリン価格の高騰等を考慮して検討する必要がある旨の言及があったことを踏まえ、改定しようとするものであります。

(2)、イの勤勉手当の改定につきましては、今年度及び令和5年度の支給割合について、ここに記載のとおり改定しようとするものであります。具体的には、再任用職員以外の職員にあっては年間0.1月分引上げ、再任用職員にあっては年間0.05月分引上げ、期末手当と勤勉手当を合わせた年間の支給割合を再任用職員以外の職員にあっては4.30月分から4.40月分に、再任用職員にあっては2.25月分から2.30月分にするものであります。

3の施行期日等についてであります。 (1)につきましては、この条例は公布の日から施行するものであります。が、先ほど御説明申し上げました2の条例案の内容のうち、(2)、アの通勤手当の支給限度額の引き上げについては令和5年1月1日から、(2)、イの勤勉手当の令和5年度の支給割合の改定については令和5年4月1日から施行しようとするも

のであります。

(2)につきましては、先ほど御説明申し上げました2の条例案の内容のうち、(1)の給料表の改定は令和4年4月1日から、(2)、イの今年度の勤勉手当の支給割合の改定は令和4年12月1日から適用しようとするものであります。

(3)及び(4)につきましては、条例案の改正に際して所要の経過措置を講じること、条例の施行に必要な事項は人事委員会規則で定めようとするものであります。

(5)につきましては、今回の給与改定を踏まえ、令和4年9月定例会において成立した条例の一部を改正しようとするものであります。

最後に、議案第10号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案(その2)の81ページをお開き願います。1の改正の趣旨についてであります。県人事委員会の給与改定に関する勧告等に鑑み、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

2の条例案の内容についてであります。期末手当の支給割合について、表に記載のとおり、令和5年度の支給割合を年間2.45月から2.55月に引き上げようとするものであります。

3の施行期日についてであります。この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第11号職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤参事兼人事課総括課長 議案第11号の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案(その2)の82ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております議案第11号条例案の概要により説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨についてであります。職員とみなして退職手当を支給する者の要件を改めるとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。本県の職員の退職手当に関する条例は、(1)の枠囲みに記載しておりますとおり、常勤職員以外でも1日につき7時間45分勤務する、フルタイムの会計年度任用職員で、勤務した日が18日以上ある月が続いて十二月を超えるに至った者についてはこの条例を適用し、退職手当を支給することとしております。しかし、例年2月のように日数が少ない、または休日が多い月は、勤務する日数と18日の差が小さい、または差が生じないことから、国においてそのような月の18日の要件を緩和したところであり、本県においても国の取り扱いに準じ改正を行うものであります。

なお、改正後は1カ月の日数から週休日や祝日、年末年始の閉庁日を除いた日数が20日に満たない場合に、支給要件の日数を18日から緩和しようとするものですが、月によってその日数が変動することとなるため、条例では規則で定める日と規定し、具体的な基準は規則で定めることとしようとするものであります。

次に、(2)については、18日という基準を定めている他の条文についても、(1)と同様に改正を行おうとするものであります。

最後に、3、施行期日等についてであります。この条例は令和5年1月1日から施行しようとするものであります。

また、(2)に記載しております経過措置については、改正後の規定はこの条例の施行日以後の期間に係る退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用することとしようとするものであります。

また、(3)及び(4)については、関係する他の条例について所要の改正を行い、経過措置を講じようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 18日の要件を緩和するとありますが、明記しなくていいのかお伺いします。

○加藤参事兼人事課総括課長 今回緩和する内容でございますが、これまでは休暇を取得した日でありますとか、休日とか週休日振替等、また欠勤した日については日数に含まれないということで、例えば週休日振替等を行って勤務する日数がそもそも少ない場合については、基準を18日より少ない日数で設定しようとするものでございます。各月ごとに日数がばらばらになりますことから、条例の規定から除いて、規則で定めようとするものでございます。

○菅野ひろのり委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 12 号岩手県手数料条例の一部を改正する条例中、商工建設委員会に付託された別表第 7 の改正関係を除く部分を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菊池国際室長 議案第 12 号の岩手県手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その 2）の 96 ページをお開き願います。内容につきましては、便宜お手元に配付してあります条例案の概要により御説明申し上げます。

まず、1、改正の趣旨でございますけれども、旅券法の一部改正により、受領されずに失効した一般旅券の発行費用を徴収する場合の手数料の額を定め、及び一般旅券査証欄増補手数料を廃止しようとするものでございます。

次に、条例案の内容でございますけれども、旅券の申請をしたにもかかわらず、申請者が受領しないことによって失効した未交付失効旅券につきまして、これまで発行経費は生じていたものの手数料を申請者から徴収しておりませんでした。今般の改正によりまして、未交付失効を生じさせた申請者が 5 年以内に再度申請を行う場合に、手数料 4,000 円を徴収しようというものでございます。

また、旅券の信頼性維持のため、査証欄の増補を廃止することとされたことに伴いまして、増補に係る手数料の規定を廃止するものでございます。

最後に、3 の施行期日等ですが、この条例は令和 5 年 3 月 27 日から施行し、また施行日以前に申請のあった申請につきましては、従前のおりとする経過措置を講じようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 17 号財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○長谷川警務部長 議案第 17 号財産の取得に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案（その 2）の 123 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております資料に基づき御説明申し上げます。

この議案は、財産の取得に関しまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、取得しようとする財産につきまして御説明申し上げます。この財産を取得する目的につきましては、警察用航空機である中型ヘリコプターの整備等の用に供するためであり、3 の取得する財産に記載のとおり、種別は消耗品でございます。消耗品の名称及び数量は、中型ヘリコプター用装備資機材 1 式であります。内訳につきましては自動操縦装置用コンピューターほか 952 点で、取得予定価格は 8,027 万 8,774 円となっております。

4 の契約方法等についてであります。契約方法は随意契約であり、契約の相手方は株式会社 SUBARU です。

5 の取得の方法は、買い入れであります。

6 の取得する理由であります。令和 3 年 12 月に更新配備された警察用航空機である中型ヘリコプターの点検整備等のため、同装備資機材の買い入れをしようとするものであります。

最後に、参考資料として、見積執行結果説明書及び見積経緯書の写しを添付しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○飯澤匡委員 取得したヘリコプターの整備に必要な部品を取るために中古のヘリコプターを取得するという案件でよろしいですか。趣旨は理解しましたが、取得の方法は随意契約ということですが、部品はどこのメーカーであるのかということと、株式会社 SUBARU はそれに該当する部品を持っていたので、随意契約を申し込んだということなのかお伺いします。

○長谷川警務部長 なぜ装備資機材が必要かという点につきましては、警察用航空機が故障した場合、これらの部品の調達には相当な日数を要するため、警察活動に支障を来します。大災害など重大事件が発生した際に警察活動ができなくなり、県民の安全、安心な生

活の確保に多大な支障が出るということが想定されますので、あらかじめ不測の事態に対応するため、今回購入するということでもあります。

株式会社SUBARUとの随意契約ですが、今回購入する装備資機材は昨年配備されました県警察の中型ヘリコプター「ぎんが」専用であります。中型ヘリコプター「ぎんが」は日本国内で初の導入機種であり、当該機を日本で唯一販売する業者が株式会社SUBARUであり随意契約になったという経緯です。部品のメーカーについては、株式会社SUBARUでございます。

○飯澤匡委員 わかりました。もう1者しかないのです、これしかないのですということですね。随意契約によくありがちな問題は、予定価格の決定方法です。価格の決定についてはどのような手順で決定されたのか、その経緯等について説明をお願いします。

○長谷川警務部長 まず、予定価格の積算というところですが、会計規則第100条に規定がございまして、取引の実例価格とか需給の状況等を考慮して適正に定めなければならないとされております。見積り手続を行う直前に、業者から提出を受けた見積書を基に予定価格を積算しております。見積り合わせの結果、この価格に決定したということでございます。

○飯澤匡委員 予定価格より大分安価に取得したということは、それにこしたことはないのですが、よくありがちな話で、1者しかないという場合に非常に不透明な取り引きがされる例もありますので、確認したかったわけです。

最後に聞きますが、中古の中型ヘリコプターというのは何年経過して、飛行時間何キロメートルぐらいのものを取得したのか、その点についてお聞きします。

○長谷川警務部長 以前に使用していた警察用航空機の使用期間ですが、平成11年から令和3年まで22年間使用しております。今回の中型ヘリコプターについては、昨年、令和3年12月24日に配備されております。

○飯澤匡委員 部品取りのために同種の機材を買うということですか。

○長谷川警務部長 はい。

○飯澤匡委員 だから、取得する中古ヘリコプターはどれぐらいの年数がたったもので、飛行時間はどれぐらいだったのか説明してください。

○菅野ひろのり委員長 答弁できますか。

○飯澤匡委員 中古ヘリコプターではなく、部品を買うということですか、どちらなのですか。この説明ではわかりません。車を買うときによく、全部の部品を一括で買うために、1台丸ごと買って、それを部品取りに使うという場合もあるので、私はそれを指しているのかと思ったのですけれども、その点を詳しく説明してください。

○千葉警備課長 このたび取得する部品であります。故障した場合に直ちに交換する必要があるということでありまして、その部品の調達には相当な日数を要するものであり、大規模な重大事件等が発生した際、警察活動ができないということでありまして、県民の安全、安心な生活の確保に支障が出るということが予想されますので、不測の事態に対応

するため購入するというものであります。

○菅野ひろのり委員長 答弁ですが、中古のヘリコプターを買うのか、部品を買うのか、そこを質問しているわけです。その答弁をお願いします。

○千葉警備課長 新品の部品です。

○菅野ひろのり委員長 部品を買うということですか。

○千葉警備課長 部品を購入するというものです。

○工藤大輔委員 これは全部で952点の機材を一括で購入するというので、通常のメンテナンスなどに必要なもの、劣化しやすいもの、パッキン、ナット類と書いているのですが、そういったものは必要だということで、メンテナンスのために買って置かなければならないということであろうかと思うのですが、ここに書かれているコンピューターや自動操縦などは壊れたらメーカーが即対応するというような契約にはならないのですか。一式買って、壊れたときのため、すぐ交換できるように買って保管しておくべきものなのか。保守契約について伺います。

○千葉警備課長 このたび購入する部品につきましては、あらかじめ、新品を購入しておくというものであります。

○菅野ひろのり委員長 保守サービスがあるのかどうかということを知っています。

○千葉警備課長 はい、保守サービスはあります。

○菅野ひろのり委員長 故障した場合に業者が対応してくれるというような契約はないのか、県警察があらかじめ部品を確保しておく必要があるのかという趣旨の質問です。

○千葉警備課長 それにつきましては、確認後、回答したいと思います。

○菅野ひろのり委員長 それでは、確認後、答弁をお願いします。

○千葉警備課長 はい。

○長谷川警務部長 冒頭で申し上げましたが、今回の警察用航空機ですと、突発事案というのが多いですので、すぐに対応しなければならないというときに迅速に対応するためにも、今回のようにあらかじめ資機材を用意しておくことが必要だと思いますし、保守のサービスはございませんので、あらかじめ資機材を用意しておく必要があると考えております。

○工藤大輔委員 再度確認しますが、その他の事例でも、自動車等もそうでしょうか、故障の原因が使用者側にあるのか、機器のほうの問題なのかというところで、今答弁された契約方法が本当にそうなのか、疑問に感じるのですけれども、保守サービスがないという契約だということなのか。

○菅野ひろのり委員長 当局は確認に時間がかかりますか。

○長谷川警務部長 確認させていただきたいと思います。

○菅野ひろのり委員長 それでは、今の議案は確認のため中断して、次の審議を優先させていただいてよろしいですか。

○高橋穩至委員 今の件で質問です。

○菅野ひろのり委員長 警察本部に関連ですか。

○高橋穂至委員 警察本部に関連です。

○高橋穂至委員 先ほどの件を確認するのであれば、前の機種 of 契約はどのようにしていたのかも確認してください。更新して新しい機種になって、こういう備品を準備しているのだけれども、前の機種も同じようにやっていたのか確認していただきたい。

○菅野ひろのり委員長 それでは、あわせて確認をお願いします。

この件に関してほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 それでは、一旦次の議案に入らせていただきます。

次に、議案第 18 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○長谷川警務部長 議案第 18 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 2）の 124 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております資料に基づき御説明申し上げます。

1 の提案の趣旨についてであります。令和 4 年 8 月 3 日、佐々木猛雄さん所有の自動車が、大船渡市三陸町吉浜地内の三陸縦貫自動車道上り線を走行中、高速道路交通警察隊が車両規制に伴う車両誘導のため道路に置いた矢印板が風にあおられて移動し、衝突したことにより、車両を破損させたことから、損害賠償事件に係る和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

2 の損害賠償の額についてであります。相手方が自動車の修理に要する費用の合計 9 万 5,546 円とするものであります。

3、和解の内容についてであります。当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○名須川晋委員 風にあおられたということですが、再発防止策についてはどのように検討しているのでしょうか。

○長谷川警務部長 まず、本件の状況ですけれども、当日は降雨に加えまして、時折風が強くなるなどの気象条件であったため、交通誘導のために本件、矢印板の資機材を使用するに当たっては、突然の強風で矢印板が路面を移動しないように、例えば砂袋等のおもしをつけて設置するなど、安全に十分配慮して使用すべきであったと考えております。そういった措置がされていなかったことが今回の発生原因と考えておきまして、今回と同種事案の再発防止のために、県警察本部主管課から県下警察署等に対して、改めて交通規制に当たっての注意事項について指示を行っております。今申し上げましたように、おもしろ

使用や、風が抜けやすい矢印板の整備、あるいは風に飛ばされにくい資機材に代替するといった措置をするように日常の指示、指導を繰り返し行うことで、職員の意識浸透を図って、同種事案の再発防止を期してまいりたいと考えております。

○菅野ひろのり委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 43 号当せん金付証券の販売に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○山田財政課総括課長 議案第 43 号当せん金付証券の販売に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております資料により御説明させていただきます。

まず、提案の趣旨についてでございますけれども、令和 5 年度において公共事業等の財源に充てるため、全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじを総額 106 億円の範囲内で発売しようとする事について、当せん金付証券法第 4 条第 1 項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、令和 5 年度における発売額 106 億円の考え方でございますけれども、これにつきましては令和 4 年度における本県の発売計画額約 94 億 2,000 万円を基に、本年 10 月の全国自治宝くじ事務協議会で可決されました令和 5 年度の全国の発売計画などを考慮して設定したものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしこ委員 岩手県に入る宝くじの販売収入はどれぐらいですか。

○山田財政課総括課長 宝くじでございますけれども、実績がまず確定した場合というような条件つきではございますけれども、基本的には事務経費でありましたり、販売に係る経費を除いた、その販売額のおおむね 4 割程度がそれぞれの自治体に収入として入る形になっております。

○菅野ひろのり委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

それでは、一旦休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○菅野ひろのり委員長 再開いたします。

それでは、先ほど中断いたしました議案第 17 号の審査を再開いたします。執行部の答弁を求めます。

○長谷川警務部長 先ほどの保守点検についての御質問についてですが、保守点検については県警察本部に整備士がおります。契約には業者の保守点検は含まれておりません。前の機種の契約についても同じです。

○工藤大輔委員 先ほどお伺いしたのは、機材購入する際の契約で、メーカーの保証の範囲等はどうなっているのかということです。備品によっては県警察に整備士がいて、県警察自ら整備するので常時必要なものもあれば、例えば大型のものであったり、高額なもの等の場合は、メーカーのほうで対応するといった契約になっていないのかという確認もあったのですが。

○菅野ひろのり委員長 確認できますか。

○長谷川警務部長 済みません、確認させていただいてもよろしいですか。

○菅野ひろのり委員長 先ほど高橋穩至委員からも質問ありましたけれども、よろしいですか。

○高橋穩至委員 前回も同じように部品を用意したのかということ。

○菅野ひろのり委員長 これも確認ですね。

それでは、この件は確認をお願いいたします。

もう一件、執行部から発言を求められておりますので、これを許したいと思います。

○加藤参事兼人事課総括課長 答弁の修正を 1 点お願いします。先ほど議案第 11 号の退職手当に関する条例の一部改正で、城内委員の質問への答弁に関しまして、こちらのほうから休暇や休日、週休日振替、欠勤により 18 日勤務しなかった場合、退職手当の要件を満

たさないと答弁申し上げましたが、正しくは休暇は除かれるということで、休日や週休日振替、欠勤により18日勤務しなかった場合、退職手当の要件を満たさないとということになります。休暇については、18日の算定において勤務したものとみなされる扱いとなります。おわびして訂正いたします。

○菅野ひろのり委員長 一旦休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○菅野ひろのり委員長 再開いたします。それでは、先にこの際に入らせていただきます。この際、執行部から県庁舎のあり方検討について発言を求められておりますので、これを許します。

○和田管財課総括課長 県庁舎のあり方検討について、お手元の配付資料により御説明をいたします。

県庁舎については、耐震診断により現庁舎の耐震性能等を科学的に明らかにし、改修や建てかえの判断と合わせ、県庁舎のあり方検討を行うこととしておりますけれども、現段階で考えている耐震診断後の検討方法や進め方等について御報告するものでございます。

1の検討の方法ですが、県庁舎については、耐震診断により現庁舎の強度や補強の程度、改修費用、補強後の残存期間、そういったものが判明する見込みでございます。そうした場合、改修と建てかえとした場合の比較検討ができると考えております。

比較検討に当たっては、改修する場合と建てかえる場合の規模や機能、時期、整備費用、将来的な経費負担見通しなど、幾つかパターンを作成し比較した上で、専門家の知見も得ながら改修や建てかえの判断とあわせ、県庁舎のあり方案を作成していくこととしております。

下のほうは、流れを少し図式化したものでございます。1の比較検討パターンの作成でございますけれども、細かく分ければさまざまございますけれども、大きくは(1)、改修の場合は、知事局棟、議会棟を耐震改修して使用する、②として知事局棟、議会棟、どちらか一方を改修、一方を建てかえして使用する。

(2)の建てかえの場合は、知事局棟、議会棟とも、現在地で建てかえする場合、②は現在地以外の場所で建てかえする場合、そういったものに分けられ、そのパターンごとに規模、機能、整備手法、整備費用、整備時期、将来の経費負担見通し、そういったものを作成していきます。

2の比較検討ですが、次のような視点で比較検討を進めたいと考えております。一番上のポツですけれども、庁内のDX化、環境負荷低減、災害対策等の庁舎機能をどの程度進められるか。執務面積は適正な規模を確保できるのか。県民利用に問題はないのか。将来的な経費負担も含め経済比較の観点からどれがすぐれているのか。整備財源の確保と整備時期の見通し。仮に移転する場合は移転候補地確保の見通し。そして、工事期間中の仮庁舎機能の確保の見通し。そういったものなどを比較検討し、専門家の知見や議会の御意見

も参考にしながら、総合的に改修や建てかえの判断をしていきたいと考えております。

最終的には、3の改修や建てかえ等の判断を踏まえた県庁舎のあり方案というものを作成していきたいと考えております。

資料の2ページをごらん願います。2の耐震診断結果が出るまでに整備すべき事項ですが、耐震診断後の比較検討パターン作成に向け、デジタル化や働き方改革の動向、脱炭素化の進展などを踏まえた適正な機能や、今後の行政需要を見据えた適正な規模など、下の表にございますように、項目ごとにさまざまな論点整理が必要と考えております。そういったものを民間や他県の先進事例も参考にしながら、求められる規模や機能、県民利用など、必要な事項について整理していきたいと考えております。

(1)の項目整理の進め方でございますけれども、先ほど申しあげましたように、県庁舎に必要な機能や規模、県民利用など必要な事項について、国や他県の動向、民間の先進事例など情報収集し、分析、研究の上、持続可能な行政サービスを提供する上で、どの程度必要な機能や規模などを備えればいいのか、項目ごとにさまざまな論点整理を進めていきたいと考えております。

(2)の庁内検討体制でございますけれども、耐震診断結果が出るまでは、総務部を中心に庁舎の規模や機能、県民利用など、必要な事項についてまずは論点整理を行いまして、その後建てかえなど全庁的な検討が必要な場合には、庁内ワーキンググループを設置しながら、県庁舎のあり方案について検討を進めていきたいと考えております。

3の当面のスケジュールですが、本日の総務委員会で県庁舎あり方検討の方法や進め方の方向性を御報告した後に、先進事例の情報収集と分析、県庁舎の規模、機能、県民利用など、必要な事項の論点整理を進めていきたいと考えております。その後、来年7月に耐震診断結果と耐震改修の提案が出てまいりますので、その結果を踏まえて比較検討案の作成に着手し、専門家の知見や議会の御意見を参考にしながら、県庁舎の改修、建てかえの判断、そして県庁舎のあり方案を作成していきたいと考えております。

資料の3ページをごらん願います。国や他県の例を参考にしながら、幾つか代表的な論点整理のイメージ例をまとめたものでございます。まず、庁内のDX化の例でございますけれども、これは霞が関の働き方改革として評価され、人事院等からワーク・ライフ・バランス表彰を受賞している総務省行政管理局の例でございますけれども、向かって左側の写真は場所の縛りを解くということで、紙で山積みの執務室をフリーアドレス化やペーパーレスにしたり、右側の写真はコミュニケーションを活性化するため、役職順の配列の個人用デスクからチームテーブルを導入したこと、そうしたことにより印刷が53%削減、会議スペースが3倍にふえ、スムーズな相談や作業の手戻りが減り、事務の効率化も図られたというような例でございます。

論点整理としましては、リモートワークの普及というもの、こういったものが出勤率等にどう反映されるのか、それからフリーアドレス化など庁内の取り組みも踏まえ、省スペースの実現見込みはどの程度か、ペーパーレス化で書庫等がどれくらい必要かなど、そう

いった形のを整理していきたいと考えております。

次に、環境負荷低減、脱炭素化の取り組みの例でございます。向かって左側の図は、国の地球温暖化対策計画に基づき、公共施設での脱炭素化の取り組みを計画的に実施するよう求められているものでございます。右側の写真は、公共建築物で初めてのZEB化改修を行い、ZEB認証を受けた福岡県久留米市の例でございます。写真の左側は、屋根に太陽光パネルを設置したものでございます。それから、右側は、少し見にくいですが、断熱やLED照明、高効率パッケージエアコン等の改修を行ったもので、省エネと創るエネルギー、創エネで、庁舎の設備の一次エネルギーを大幅に削減した例でございます。

論点整理としましては、現在の県庁舎の設備機器のエネルギー消費量が基準値の1.8倍でございます。これを減らすための削減目標や手法、ZEB認証の実現可能性、そして再生可能エネルギーの導入の可能性、そういったものを整備していきたいと考えております。

資料の4ページをごらん願います。次に、災害対応の例でございますけれども、現庁舎は防災拠点としての耐震性能は満たしていないものになっておりますけれども、ライフライン途絶時でも一定期間業務ができるよう自家発電や防災無線、そして災害対策本部支援室の整備など、必要な機能の確保を図ってきております。

一方、東日本大震災津波の際は、多くの国や防災関係機関が支援に駆けつけたにもかかわらず、廊下で災害対応業務を行わせるなど、必要なスペースを確保できなかったというような反省点もございます。

論点整理としては、災害時等に防災拠点として最低限必要な庁舎機能はどの程度なのか、そして災害時に転用できる会議室はどの程度確保していけばいいのか、そういったものを少し整理していきたいと考えております。

最後に、庁舎の県民利用でございますけれども、県庁舎は県民室利用や庁舎見学、議会傍聴、庁舎内の駐車場の利用台数、そういったものから算出しても、年間延べ13万人以上の多くの県民が利用する施設でございます。

論点整理としては、今後の行政のデジタル化の進展を踏まえ、まずは県庁舎を県民が利用する業務の洗い出し、そしてそれぞれに応じた利用形態、そういったものを検討した上で、窓口の一元化だとか、庁舎内のデジタル化への対応など、そういったものを整理していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○飯澤匡委員 菅野ひろのり委員長、議事進行。これからこの際の質疑で、大体与えられた時間20分でやるわけです。私は、大体その時間に合わせて質問を用意しているのですが、きょういきなり県庁舎のあり方検討について説明を受けて、これについても質問したいのです。これは知事の政治問題、政治的な問題にもなっているので、きちんとそこら辺は菅野ひろのり委員長で差配してください。これだとかなりアンフェアです。き

ようはこれで我慢しますが、こういう説明があるときょう初めて知ったわけです。今後こういうアンフェアなやり方ではなく、あらかじめ言ってください。私たちの時間配分も全く狂ってしまいます。次はやっても閉会中の委員会やれるかどうか、あるいは2月定例会だから、それでも遅くはないですが、今だって確かめたいことがあるわけです。きょうは、それで特別枠を設けて質問時間を取れとは言わないけれども、これではアンフェアです。

○菅野ひろのり委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○菅野ひろのり委員長 再開します。きょうはこの際質疑のほかにも、県庁舎のあり方検討について発言時間を皆さんから求められていますので、それぞれ20分用意をする中で発言をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。それでは、ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

○城内よしこ委員 庁内検討体制について、総務部を中心にとということですが、人員体制などの規模はどうするのかお伺いします。

○和田管財課総括課長 総務部を中心に、これからいろいろ論点整理を進めていくところでございます。論点整理を進める上では、今後の行政需要ですとか、庁内のDX化、そして財源見通し、そういったところが大きな論点になりますので、財政課、人事課、行政経営推進課など、そういった担当を集めて、まだ人数は何人とは言えませんが、そういう形で論点を整理していきたいと考えております。

○城内よしこ委員 こういうふうに具体的に書いてくるわけだから、もう大体イメージがあると思うのですが、具体的なイメージ、どの部局からというのは話していましたが、最低でも何人ぐらいをとということから始まって、必要な場合は庁内ワーキンググループをつくるという話になるわけでしょう。そうすれば、二本立てで準備をさせて、そちらで大枠をやって、細部を下のワーキンググループでというふうに落とし込んでいくわけでしょう。一方では知事も打ち上げたものだから、時間がない中で進めていくとなれば、タイムスケジュール的にはもう動き出すわけだから、その仕組みを明確に話してもらわないと、我々がどの時点で、どういう形でこの問題に関与していくのかがわからないわけです。その辺どうなるのか、お伺いします。

○和田管財課総括課長 県庁舎のあり方検討につきましては、いずれ耐震診断の結果が出てきた後で、さまざまなパターンを比較検討することとしております。したがって、耐震改修でいい場合と、県庁舎全体を建てかえる場合では、全庁的な体制も少し異なってくるかと考えております。

現在進めようとしているのは、7月の耐震診断、そして耐震改修の提案、そういったも

のが出てくる前の準備段階として、私どももさまざま先進事例、他県の例、それから国の動き、先ほど御紹介したようなものも情報収集したり、県内部でも庁内のDX化を進めたり、働き方改革を進めたりしておりますし、財政需要の見通しなど、各課がそれぞれ進めているものがございます。そういったものを突合して、適切な規模や機能などをパターンごとに、7月以降とし込んでいく形が必要になってくると考えておりますので、現段階では先ほど申し上げましたように、総務部を中心に事例を集めたり、論点整理しながら、7月以降の比較検討に向けて準備を進めていきたいと考えております。

○城内よしひこ委員 だから、どれぐらいの規模でやるのかということも、年度が変わるから準備をしなければならない時期ですよ。なおかつ降って湧いたように新しいプロジェクトをやるわけだから、もう少し具体的に示してください。耐震改修と耐用年数は違うので、老朽化したものはいずれ建てかえなければなりません。耐震改修をすることによって建物の延命措置を図れるということではないと私は思うのです。実は宮古市役所を改修する上でも、耐震と改修と建てかえは、耐用年数とは全く別物だと専門家から聞きましたので、そういう理解でやっているのですが、その点だけでも確認しますけれども、間違いないですか。

○和田管財課総括課長 前回までのこの委員会の中でも、岐阜県の現地で建てかえしたり、長崎県の移転して建てかえしたり、神奈川県も大規模改修して、耐震改修もやって建て直した、そして口頭でお話ししましたが、青森県のように庁舎そのものを減築していく、そういった対応を他県でも行っております。城内よしひこ委員からお話がありましたとおり、耐震改修するだけではなくて、ある程度そういった将来の見通しも踏まえて、庁舎の機能も高めていかなければならないと考えておりますので、そういった形でさまざまなパターンを比較検討してまいりたいと考えております。

○城内よしひこ委員 千葉総務部長が、先ほどからうなずいていらっしゃるので、私が言っていることは、多分理解していると思うのですが、どうですか。

○千葉総務部長 先ほど城内よしひこ委員から御指摘いただいた体制の話でございますけれども、管財課を中心に関係室課でということではありますが、レベル感をどの辺にするかということ、担当課長のあたりを中心に人事課、財政課、管財課はもちろんですが、総務事務センターなども関係していますし、行政経営推進課などもあります。まずはそういったところの担当課長レベルで話し合いをさせていただきます。いろいろ検討材料を持ち寄って、論点整理をするということになると思います。体制的には管財課の事務方含めて、担当課長でありますので、10名程度ということになるかと考えております。

○城内よしひこ委員 いずれもう時間がない中で進めるということですので、しっかりとした情報を議会に提示していただきたい。私は、そのことによって、県民の求めるよりよいものができるのだらうと思いますので、ぜひその点をよろしく願いして終わります。

○**千葉総務部長** 先ほど飯澤匡委員、それから城内よしひこ委員からもいろいろ御指摘いただいておりますけれども、私どもも非常に重要な案件だと思っております。ですので、議会のほうに逐一説明させていただくということにしております。今回も、実際始まってしまった後で、何だそういうやり方していたのかということになってしまわないようにということで、この12月定例会のタイミングが一番いいと思い、今回いろいろ御説明させていただく機会を設けさせていただきました。議会棟というような話も今回出させていただきますので、これは本当に議会の皆様とも一緒にやらなければいけない課題でありますので、そういう意味で逐一御意見を賜りながらやっていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○**工藤大輔委員** 庁舎の関係ですが、来年の7月以降、大体どのぐらいの日数をかけて着手、判断、案の作成、そして公表になるのか、当面のスケジュールについて確認させてください。

○**和田管財課総括課長** いつまでにそういった改修、建てかえの判断をするのかでございますけれども、耐震診断結果によりまして、大規模実施による倒壊、崩壊の危険性が高いと出た場合は、恐らく時間をかけずに現庁舎の耐震改修の判断をしていかなければならないと思っております。そして、倒壊、崩壊の危険性が低く、躯体も健全であるということであれば、少し時間をかけて検討していくということもありますので、今から進めるさまざまな論点整理、そういったものを材料に比較検討を多角的な視点でやっていきたいと思っております。

しかし、具体の時期については、現段階でいつまでということは断言することは難しいと考えております。

○**工藤大輔委員** 何月、と言う必要はないのですけれども、大体大まかにこのぐらい時間がかかるだろうというのは、一定の目安があると思うのですけれども、もう少し答えられませんか。

○**和田管財課総括課長** これも前回他県の例で御紹介しましたけれども、改修にするのか、移転にするのか、それから現地で建てかえにするのかという判断をする際に、前段階での検討に2年だったり、あるいは10年かかったりしている例がございますので、整備費用も多額でございますし、財源確保の見通しも必要になると思っておりますので、検討には他県の例のような期間を要するのではないかと考えております。

○**工藤大輔委員** わかりました。きょうの段階はそういう話だと思うのですが、やはり内部では、相当詰めているのではないかと、相当詰まっている分野もあると私は思います。これまでの職員の皆さん方の仕事ぶりを見れば、今の答弁をうのみにするわけにはいかないし、さまざまな知事の発言から、みんな県庁舎を建てかえるという思いを持った、そういった中で今度はそういうわけではないと、かなりぐらついたという表現ではないのですが、県民を迷わすような発言等も実際あったと思っております。一体どっちなのだと。また、それが恐らく選挙ということも踏まえて、大きなテーマになるのではないかと想像すると

ころもあるので、ここをしっかりと丁寧に、真摯に、考えていること、またしっかりと進めべきあり方についてきちんと情報提供しながらやっていただきたいと思います。

○**千葉総務部長** ありがとうございます。どうするかということに関して本当にフラットです。こうしようという方向性が県庁の中であるわけではありません。ですので、耐震診断をやってからというプランに間違いありません。行政の進め方として、報告する際に、実はその報告しているところの少し先を検討したりするのではないかということだと思いますが、これに関しては本当に論点整理を進めながらやっていくということで、個々の管財課の職員が自分の担当分として、こんな案があるとか、人事課でもこういう定数管理のあり方があるみたいなところは、それは個々、職員それぞれが考えていることはあると思いますが、私のところで体系的に何かやっているということは今のところありません。本当にさまざまな御意見を聞きながら、しっかりと論点整理をやっていきたいと思っております。

○**工藤大輔委員** わかりました。これは、知事の政治的な場面での発言が発端で、最初から行政的な場面での発言から進んでいくということではないので、こういった認識を持つ方も多いかと思えます。先ほど言った選挙という意味合いからすれば、そういった趣旨の発言だということです。

この件については以上にして、通告していた件についてお伺いしたいと思います。附属機関の委員の報酬について、それぞれ各種審議会の委員の報酬等については条例で定められていると思いますが、現状、一律同額なのか、他の部局にもかかわると思うので、説明をしていただきたいと思います。

○**加藤参事兼人事課総括課長** 附属機関の委員の報酬についてでございます。附属機関の委員につきましても、非常勤の特別職の職員でありますことから、報酬については条例に定める上限の範囲内で、委員の年齢や経歴にかかわらず、その職に勤務する対価として、他の非常勤特別職と同様に一律で設定しているところでございます。

○**工藤大輔委員** 金額等についても説明していただきたかったのですが、条例では金額は9,700円ぐらいですか。

○**加藤参事兼人事課総括課長** 条例では上限を定めておりまして、具体的な額につきましても法律や条例によって設置される附属機関の委員の報酬につきましても日額9,600円として、その水準については他の特別職と同様に、一般職の給与改定率に準じて改定しております。

○**工藤大輔委員** 上限額が決まっている中で、各種審議会等での拘束時間が一日の場合や、1時間、2時間とかさまざまあるものもあれば、最近ではいじめの調査の第三者委員会の設置等が見られる中でかなり調査日数を要したり、時間を要したりする、要は負担が大きいものが出てきていると思います。

また、審議会などが設置されていなくても、事務局等が作成した報告書等をその内容がどうかということを報酬が支払われない形で業務として担っているといった事例もあると

聞いておりますが、委員の活動の内容と報酬のバランスについて、どのような考えを持っているのかお伺いします。

○加藤参事兼人事課総括課長 報酬日額の支給対象についてでございます。こちらについては、通常の委員会等への出席のほかにも、自宅等で行う業務のうち、例えば裁決書の作成でありますとか、そういった成果物が確認できる業務については、これまでも支給対象としているところでございます。これについては、引き続き委員活動に応じて対価を支払うことができるように、実態に即した支給に努めてまいりたいと考えております。

○工藤大輔委員 私の聞いた話では、支払えるのに、支払われていないケース、これはボランティアでやっている、ほぼボランティアだというケースもあったり、負担感について改善してほしいというようなものもあります。他県を見れば、例えばいじめ調査の第三者委員会では、会議等の日当を2万8,100円、報告書作成については時給1万円という設定をしているようなところもあったり、委員に就任されている方々の活動の実態に合わせる形で対応しているところもあります。例えば市町村で第三者委員会を設置とすると、県のやり方はどうなっているのかということで、参考にする事例が非常に多いので、より一層必要な改善を取ることが必要だと思いますし、制度があるのであれば、実態に即したやり方をしていくべきだと思いますので、これはさまざまチェックをしながら、よりよい形で運用していただきたいと思いますが、いかがですか。

○加藤参事兼人事課総括課長 報酬月額の部分につきましては、先ほど申し上げましたが、他県の附属機関の委員との均衡でありますとか、過去の日額で支給されていた行政委員会の委員の報酬等も参考にしながら定めてきているところでございます。先ほど申しました報酬日額の支給対象の部分については、庁内においては通知で周知を図っているところでございますが、各部局に対しまして今後さらに周知徹底を図ってまいりまして、委員活動に応じて適正に対価が支払われるように、しっかりその通知の運用の趣旨の徹底を図ってまいりたいと考えております。

○工藤大輔委員 わかりました。

次に、財源確保策ということでお伺いしたかったのですが、人口減少が進む中で、今後地方交付税が減少していくだろうという推計であったり、県では公共施設等も相当古いものが多いですし、県庁舎の課題についても先ほどありました。人口減少対策ということ等も含めると、やはりしっかりと財源確保策が必要になってくると思いますが、県の考え方を聞きたいのと、ふるさと納税、クラウドファンディング等、民間資金の活用について、今後どのようにしていくのかお伺いしたいと思います。

○山田財政課総括課長 今後の財源確保策のあり方でございますけれども、工藤大輔委員御指摘のとおり、今後人口減少に伴いまして、地方交付税、一般財源が縮小していくという中であって、しっかりと財源を確保していかなければならないというところは、まさに重要な観点とっております。その際に公共施設を例示していただきましたけれども、こちらにつきましては9月補正予算で、公共施設等の今後の需用費の増嵩に対するものとし

て基金の創設をさせていただきました。また、今後ふるさと納税、クラウドファンディングのような政策に対する共感といったところから財源を確保していくということも、やっていく余地があるのかどうかというところは考えております。

○**工藤大輔委員** いずれ来年度からも、具体的な指針を示しながら、しっかりと目標を持ちながら、各部局でも取り組んでいただきたいと思いますし、市場公募債はもう既にやられていたということですが、持続可能で希望ある岩手県を実現するための行財政改革に関する報告書という中でも、新たな超過課税に対する考え方が示されています。この取り扱いについては、本会議では参考までにとということなのですが、令和5年度も含めて記載があります。それを取りまとめたのが総務部ですね。超過課税について、どのような検討をしているのかお伺いします。

○**山田財政課総括課長** 工藤大輔委員から御指摘いただきました超過課税でございますけれども、本県でやっておりますいわての森林づくり県民税といった検討も今回研究会で議論させていただき、その内容について報告書に記載させていただきました。

その際の議論ですけれども、今後、全国的な課題や、検討事項になるであろうということでございますが、森林づくり県民税、県独自の超過課税に加えて、令和6年度から、国税として森林環境税が課税されるということになりまして、同じような目的ではないのか、同じような事業に使っているのではないかといった重複感や二重課税になっているのではないかといった議論もございました。その上で、持続可能な行財政基盤の構築に向けた森林づくり県民税のあり方の検討を含めて、あらゆる歳入確保策の検討を尽くしていく必要があるだろうという議論がなされているところでございます。

ただし、その一方で、本会議で知事からも答弁させていただきましたけれども、超過課税のあり方につきましては、地方自治の根幹にかかわる部分もでございます。その上で、その議論に当たっては、住民サービスに対する受益と負担の明確性といったところが対応関係になっているかどうかといった観点から、非常に慎重に丁寧に県民等との議論を通じてなされていく必要があると承知しております。

○**工藤大輔委員** 人口減少対策、子ども・子育て支援対策の項目については、令和5年度当初予算を念頭にという書きぶりですが、それに対する超過課税の考え方と検討の状況を伺います。

○**山田財政課総括課長** 令和5年度当初予算の歳入確保策としての検討という点でございますけれども、先ほどの答弁と一部重複しますが、超過課税のあり方というのは非常に丁寧かつ慎重に、どちらかという中長期的な議論を要するものであろうという観点でございますので、今回、令和5年度当初予算の重点事項として人口減少対策やGX、DXといったところの施策を推進していくための財源に関しましては、その他のあらゆる歳入確保策として、例えばですけれども、先ほど言及いただきましたふるさと納税の魅力化でありましたり、電気事業会計の繰入金金の拡充でありましたり、土地開発公社の準備金といったところを財源確保策として検討しているところでございます。

○**工藤大輔委員** 超過課税を実施する際には、どういった方法で県民の理解を得るのですか。例えば県がパブリックコメントを実施するなどして方向性を決めると。ただ、そうやるということは、実際にはやることを前提に公表するわけですから、今の山田財政課総括課長の答えからすると少しぼやかしたような感じもあるし、どういう検討をしているのかということを知っているのか、その辺について教えてください。

○**山田財政課総括課長** 超過課税の今後の検討のプロセスという点が非常に重要と考えておりますけれども、一般的に超過課税、新しく課税をしますというものであったり、例えば今いただいている超過課税の目的を変更しますといった場合には、まず条例の改正が必要です。その条例の改正の前段階として、先ほどありましたとおり超過課税に関しましては税のあり方というところがございますので、一般的なやり方としては審議会に諮問したり答申したりといったものをいただくような議論、まさに有識者の検討、まず税のあり方として正しいのかどうか、税の公平性が担保されているのかどうかといった点を議論いたします。その上で、条例を提案するようなステージになりますと、もちろんパブリックコメントもさせていただきます。その際には有識者の会と並行して、住民からの理解を得られるかどうかといった点で、どういった方式ができるかどうかというのは、また検討はしなければなりませんけれども、そういったところの説明会であったり、説明する機会といったものを設けるとというのが一般的なやり方だろうと認識しております。

○**工藤大輔委員** 総務部でまとめた報告書には、たしか令和5年度ということも書かれていませんでしたか。令和5年度の当初予算も念頭にしながらというような書き方だったように私は読んだのですが。確認です。

○**山田財政課総括課長** 森林づくり県民税を初めとする超過課税に関する研究会報告書の記載についてでございますけれども、令和5年度当初予算を目途として、あらゆる歳入確保策を検討していくというような中の一つとして中長期的なもの、性質が別なものを超過課税として書いております。令和5年度当初予算を目途といたしますのは、あらゆる歳入確保策のうち、その超過課税の前に書いてあります、先ほど説明させていただきました市場公募債でありましたり、電気事業会計、基金の運用といったところを念頭に記載されていると承知しております。超過課税に関しましては、令和5年度当初予算とは離れたもの、別のものとして捉えていただければと思います。

○**工藤大輔委員** わかりました。確かに記述されているのは、令和5年度当初予算を念頭に、安定的な財源確保の検討も含めてということですから。安定的な財源確保ということからすると、4月のこども家庭庁発足以降、どのような形で予算がついていくのかは非常に注視していくべきことなのですが、やはり県としても、これほど厳しい少子化の現状を考えたときに、安定した財源というのはどうしても必要なものと思います。議会でもそういった提言等もこれまでも何度もされてきました。やはり私も必要な観点だと思っておりますし、またプラスして医療の関係も出ていました。これも200億円を超える繰り入れをやっていっている中で、しっかり県民にも理解してもらおう形で、その一部を、税を新たに徴収し、県

民医療を守っていくという観点を県民とともにつくっていくといったいろいろな考え方も出てくると思います。安定した財源という形では、そういった超過課税が必要なものもあるかと思うので、その辺の話でした。最後に千葉総務部長にお伺いしたいと思います。

○千葉総務部長 子ども・子育てに係る超過課税といった議会からの御提言もいただいたことは重々承知しておりますし、一つの考え方としてあるのと受けとめておりました。今回超過課税について報告書に書いておりますけれども、先ほども山田財政課総括課長からお話しいたしましたが、やはり税というのは政の根本でありますので、どうしても慎重にならざるを得ないというところは十分あるのですが、ただ県民の皆様、今の財政の状況でありますとか、これからの少子高齢化対策の財源をどうするか、あるいはサービスをどうするかなど、さきほど受益と負担という話をさせていただきましたけれども、そこは今まである意味タブー視されていたところもあるのかもしれませんが。そういったものを取り払って、あらゆる観点からどうあるべきかというところで、超過課税が報告書に盛り込まれたと考えておりますので、私たちもそういった提言をしっかり受けとめて、それから今工藤大輔委員からお話しいただいたところもしっかり受けとめて、今後どうしていくのかをしっかりと検討してまいりたいと思っております。

○菅野ひろのり委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○菅野ひろのり委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○飯澤匡委員 それでは最初に、県庁舎のあり方検討について、何点か質問させていただきます。

これは以前質問しましたけれども、知事が政治的な配慮によって発言したのが地元新聞社によって報道され、総務部としては不断にやっている課題だということでした。しかしながら、先ほど工藤大輔委員からも言及がありましたが、県民の関心事でもあるし、これからさまざまところで出るものですから、この際やはり我々もしっかり進行管理しながらやっていかなければなりません。先ほど千葉総務部長からも、その点についてはしっかり配慮してやるということなので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

きょう御説明いただいた点についてですが、まず一つ一つ事象の確認をしながら、そして現時点の働き方改革に、またDXも、それらも検討して推し進めていただいていることには、私は評価をしたいと思います。これからの問題は、以前も指摘をしましたが、やはり財源をどうするかということで、これはどうしても付きまとっていきます。その点について、まだ検討がされていないとか、発表できる段階にないということなのではしょうけれども、現状はどのようなことを想定しているのでしょうか。

それから、2点目は、(仮称)内丸プランとの関係について、これは内丸の再整備計画とあわせた一体化としての、盛岡市役所との協議が必要になると私は思っていますが、その点についてはほとんど説明がなかったので、どのような進行、プロセスを踏

んで、今考えている状況の中に差し込まれてくるのか、またそれに影響される可能性があるのかどうか。この2点についてお伺いします。

○和田管財課総括課長 まず、1点目の財源問題をどうするか、現状についてどのような認識かというところでございますけれども、仮に県庁舎の改修または建てかえを行う場合、現時点で国の制度を前提に立つと、活用できる財源というのは地方債、そして一般財源を充当するという形になると承知しております。地方債が発行可能とはいえ、その充当ができない部分については、やはり多額の一般財源の負担がまず想定されるということでございますから、今回行政サービス水準の維持だとか、財政負担の平準化というものを財政目標に掲げさせていただいたところでございますけれども、そういったものの財政負担の平準化をしながら、財源確保についても基金の積立てなど、あらゆる選択肢を排除せずに検討していくということが必要と考えております。

したがって、財源確保についても、建てかえ、改修がどの程度かかるかという費用に応じて、そういった充当できる財源、そして一般財源の持ち出し分をどうしていくかというところについて、今後検討を加えていきたいと考えております。

それから、(仮称)内丸プランの関係でございますけれども、現在(仮称)内丸プランについては盛岡市から土地利用方針や複数の事業化手法を盛り込んだ(仮称)内丸プランを令和5年度内に策定するというスケジュールが示されております。その中に懇談会を設置しているのですが、県も参画する内丸地区将来ビジョン懇話会、そういった中で県も参画しながらさまざま検討を進めているという現状でございます。

県庁舎のあり方検討については、本日御説明したとおり、7月の耐震診断以降、さまざま比較検討を進めながら、あり方を検討していくこととなりますけれども、あり方を出していく進行管理の中で、そういった実情も伝えながら、私どもが参画している懇話会等々を通じて、(仮称)内丸プランで県庁舎の現状について報告しながら、(仮称)内丸プランとの整合性を図っていきたいと考えております。

○飯澤匡委員 お金の話ですけれども、まだフレーム自体ができていないので、何とも言えないというのもわかるのですが、次のアクションプランの予算化に重要な位置を占めていきます。そうすると、ことし中にはそれを取りまとめて、次なる段階に進むということですが、これは来年度の予算にどのように反映されるか、千葉総務部長、今の時点でどうなのか。まずそれをお伺いします。

○千葉総務部長 通常の改修、一般的な改修については、計画的にやっていきますけれども、現時点で県庁舎に関する予算というのは、来年度は恐らく、今のところですが、盛り込む予定はないと考えております。

○飯澤匡委員 そうすると、これは達増知事が言ったもくろみと全くもって違うことになっていくのです。それはそれで事務的にきちんと進めてもらえば、私はいいです。

それで、(仮称)内丸プランについてお伺いしますが、やはり私の印象からすると、知事の発言があまりにも唐突であったために、今主導権を何か盛岡市のほうが握っている

ような、そんな感じがします。それはなぜかという、谷藤市長が、県庁はもう建てかえで済ますのではないかというようなことを記者会見で言っているのです。私が後ろの記者から聞いた話だから、間違いないと思います。要するに計画が県主導で進もうとしているのに、足元を見られて、実際問題、もう身動きが取れない状況になっているのではないか。これは、そうではありませんというなら、それは否定されて結構ですが、ただ盛岡市としては、そのような状況で進んでいるのではないかと私は聞いております。その点についてはいかがですか。

○和田管財課総括課長 (仮称)内丸プランの関係でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、まず内丸地区将来ビジョンというものを盛岡市で作成されまして、現在さらに具体的な整備手法を盛り込んだ(仮称)内丸プランがつくられているところでございまして、内丸地区一帯のビジョンに基づく、そういった都市整備計画みたいなものについては、盛岡市が中心となってビジョンをつくっているところでございます。その中には内丸地区に所在する県庁舎も含めた官公庁、民間企業、あるいは国の機関、そういったところが入って、それぞれ全体的な都市整備計画に対しての意見等も入れながら、現在盛岡市で策定しております。懇話会の検討の中でしっかり、岩手県としても県庁舎のほか盛岡地区合同庁舎、公会堂など内丸地区にさまざまな建物を所管しておりますので、そういった内丸地区にある一つの行政機関として責務を果たしていきたいと考えています。

○飯澤匡委員 今では、かなり不十分な答弁です。やはりその中で県庁が身動きが取れないような状況になってしまったのでは、選択肢がかなり狭まってしまうので、盛岡市が主導でやったものに県が乗るのか、きちんとそこに岩手県がコミットしてできるものなのか、千葉総務部長にその点について最後にお伺いします。

○千葉総務部長 県庁舎の建てかえについて、先ほど資料の中でも御説明しましたけれども、今の県庁舎の中にとどまるのであれば何も特に問題ないのですが、例えば移るとしても、それは盛岡市のほうで何かこちらに提示してくるとかという、土地を提供してくるとか、そういうことまで踏み込んだ議論がなされるのかどうか、そこはまだ見えませんが、県庁の建物でありますので、合築するにしても、単独で建てるにしても、あるいは改修にしても、そこは県の考え方というのは、主導権を持ってやれるものと考えております。

○飯澤匡委員 次の質疑。最初にアクションプランについてお伺いしたいのですが、まず前提に話しておきたいことがあります。というのは、私たちいわて県民クラブでは33自治体、毎年自治体をそれぞれ変えながら、まず満遍なく市町村のヒアリングをしています。ここ数年、私は特に人口減が著しいところに行っていますが、自治体経営については非常に厳しい、かなり厳しい、そういう印象をことしはさらに強くしました。その例を言いますと、住田町です。県立病院の例のダウンサイジング化があって、今診療センターは、やはり人口が減っているのに、医師も定足数いないと、常勤医が欠けている状況です。それから、県立高校についても、町としても非常に一生懸命努力して、通学

であるとか、就職の支援であるとか、精いっぱい頑張っているけれども、いかんせんやはり地域の産業振興であるとか、基本的な定住政策が町単独ではなかなか難しい、困難だということです。これを聞いて、これからどうしましょうかという話をしていくうちに、私は今回は特にかなり危機感を持ったのです。これは、西和賀町にしてもしかり、新型コロナウイルス感染症の影響もあって旧湯田町の温泉街はもうほとんどゴーストタウン化しています。かなり厳しいです。

どちらも県南広域振興局なわけだけれども、今回の地域振興プランの概要、県南広域振興圏については、そういう人口減の著しい自治体に関して、県の政策的なものが一切言及されていないのです。私は岩手県は、本当にこのままでいいのかということを率直に思いました。DXとか、GXとか、確かに今の時流に乗ったものはやるけれども、根本的にそこに住む人たちが、この地域が本当に生きるか死ぬかの状況にも近づいている。瀕死まではいかないけれども、厳しい状況になっている中で、本当にこういう地域振興プランでいいのか、この点について私は大変疑問に思いました。何回も繰り返して申し訳ないけれども、その点についてはどういう配慮をされていくのか、まず小野政策企画部長にお伺いします。

○小野政策企画部長 ただいま飯澤匡委員御指摘のとおり、人口減少につきましては、特に規模の小さな町村で顕著に進んでいるといったことがあります。今何町村かお話ありましたけれども、私も少し調べてみますと、この10年で2割以上減のところは葛巻町、西和賀町、住田町、田野畑村といったことで、一番大変な葛巻町ではマイナス23%といったことで、非常に大きな人口減少になっているところです。また、8月に第2期アクションプランの策定に向けまして、4広域振興圏ごとに知事と市町村長の意見交換を行いましたけれども、その中でもかなり厳しい御意見がありました。例えば人口減少、少子高齢化が厳しく、雇用の場、住宅の確保などの取り組みが必要だと、大変だと、あるいは公共交通のお話、そういったことも含めて町村長から多くの御意見、厳しい御意見もいただいているところです。こうした御意見を踏まえて、第2期アクションプラン、政策推進プランにおきましては、人口減少対策、これを大きな柱として進めているところでございまして、言ってみればこれは各広域振興圏ももちろんなのですけれども、政策推進プラン、あるいは行政経営プラン、復興プラン、それらも含めて第2期アクションプラン全体に人口減少対策、これをしっかりやってみましょうと、広域振興圏ごとといった取り組みも当然あるのですけれども、全体としてと位置づけております。

ですので、まずは政策推進プランの中で、今お話がありましたような居住環境やコミュニティ、空き家対策、空き家バンクの話、あるいは公共交通の話、あとは医師の確保でありますとか、当然産業面、地域の資源を生かした産業振興など、小規模町村が抱える課題解決を念頭に置いた取り組みを政策推進プランに盛り込んでおります。また、行政経営プランにおきましても、特に小規模自治体における行政サービスの持続可能な提供のための支援策についても、これも盛り込んでいるところでございます。

地域振興プランで、小規模町村に対する取り組み、あるいは人口減少のところはなかなか見えてこないといったことは、飯澤匡委員からの御指摘、ごもっともなところはございます。お答えとすると、アクションプラン全体として人口減少対策にしっかり取り組んでいきたいといったことではございますけれども、やはり全県的に人口減少が進む、その課題は地域、大きなところもありますし、市もありますし、あるいは町村もありまして、課題もさまざま違っているといったこともございます。そういった状況、御意見、課題をしっかりと伺いながら、第2期のプランを進めていくことが重要と考えておりますので、まだ素案の段階でございますが、最終案に向けまして引き続き、さらにしっかり検討を進めてまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 この間本多政策課長が来て御説明いただいたけれども、一見して、大変今の時流に合ったものを網羅して、岩手県をつくっていかう、そういう意気込みは感じますが、今の時点で、ではそういう厳しいところに具体的にどういった県施策が入っていくのかというイメージが湧かないのです。まだコンプリートされたものではないので、それは私の発言も酌みとっていただいて、もう一度深度の深い政策というのを練り上げていただければと思います。

昨年は、私は田野畑村にも行きました。先ほど御紹介がありましたけれども、村の役場の庁舎建てかえの基金を積んだのだけれども、もはや一般財源も足りない状況の中で、それを取り崩して村政運営をやらなければならないという。これも本当に厳しいです。合併を選択しない、そういう地域の利潤もあつたかもしれないけれども、医者もいない、学校もそれなりに自治体が努力してやっているけれども、単純に20人を切ればもう募集停止だというようなことで、背中にナイフを突きつけられているような状況で、一生懸命やっているわけです。そういうところと、北上市のようなところとは全く県要望の内容が違うのです。もういけいけどんどんですから、あそこは。そういうところと、いかにレベルを合わせて県施策を展開していくのか、これはかなり気を遣ってやらなければならない。県全般で行政施策を、はい、こうですよ、こうやればみんなばら色になりますよということではなくて、個別にしっかり入っていかないと県は何だと、そういうところも、本当に意を用いてほしいという思いで質問させていただきました。

今度は、熊谷ふるさと振興部長に聞きますが、そこで広域振興局の役割はどうですかという質問をしたときに、明快な答えが出てこないのです。特に住田町については、私も産業振興についてかなりいろいろな意見を述べさせてもらいましたが、やはり東日本大震災津波のときに広域振興局が産業振興の一つの戦略拠点という位置づけでやっていのですけれども、申し訳ないけれども、全くその点は皆さんが言うほど、厳しい自治体にとって恩恵が出ていない、これは明らかです。一般質問等でも指摘がありましたけれども、今後、本来の広域振興局設立の目的というものをもう一回見直す必要があるのではないかと思います。確かに皆さんの状況を見れば、県職員もどんどん減っていつて、それに例えば産業振興に資する人材やそうした年齢層が広域振興局に回すほど潤沢

ではないということは私も理解しています。しかし、決して満足できるような状況になっていないわけですから、その中でも目的を見失わず、広域振興局としてのやり方、今後の位置づけを本当に見直していかなければならないのではないかと思います。

以前申し上げたけれども、県要望に際して、この要望に対して県はどのような姿勢で臨みますかという答えについて、もうここ最近では、本庁に照会しましたが、こういう答えが返ってきておまして、このようなこととございますと、これで終わりなのです。それでは、本当に広域振興局が存在する意義がない。私は、かなりその場でも言いましたけれども、そこをもう少し改善というか、原点に立ち返ってやらないといけないと思うのですが、いかがですか。

○熊谷ふるさと振興部長 ただいま飯澤匡委員から御指摘頂戴いたしました。先ほど小野政策企画部長も御答弁申し上げましたとおり、人口減少対策に向けて、より一層市町村と連携を図って対応していく必要があると考えております。特に財政面、人員体制の制約から、単独の市町村ではなかなか解決が困難な課題への対応でありますとか、それぞれの地域の特性を踏まえた取組などを進めるためにも、一層連携、共同していく必要があると思っております。

小規模な自治体のお話がございますが、やはりそういったところを県と市町村との人事交流でありますとか、派遣、駐在、さまざまな手法がございますが、市町村の希望を踏まえた、そういった人的対応、それからDXの推進に係る勉強会等もやっているところでございます。そういった形で、さまざまな分野で広域連携、県と市町村の連携、あるいは市町村間の連携、そういった部分で私どももさまざまなアイデアを提供し、市町村の皆様とお話をしながら補完する、そういったことを考えてまいりたいと思っております。

それから、広域振興局でございます。広域振興局は、随時市町村や地元の関係者の方々と意見交換を行いながら、管内の課題把握に努めているところでありますが、現場での対応が求められる産業振興、それから農業、土木、保健、医療、そういった分野での調整、事業化、本庁への意見具申、今後とも広域振興局に求められる役割をしっかりと果たしてもらいたいと思っております。その際、広域振興局につきましては、地域経営の観点から地元寄り添って、そして場合によっては地域の考え方というものを本庁等に申し入れる、そして市町村とともに本庁と調整する、そういった姿勢が今後ますます重要であると思っております。

ふるさと振興部といたしましては、地域が置かれている状況でありますとか、地域資源の特性をしっかりと踏まえて、各圏域の強みを伸ばし、弱みを克服する施策、そういった広域振興局の施策を展開する体制を下支えして、必要に応じましては本庁各部とふるさと振興部で調整する、そういった仕事もやっていきたいと思っております。

○飯澤匡委員 もう皆さんお疲れのようなので、あと1問でやめます。昨日、本会議でやり取りがありましたが、知事が県要望については今後、広域振興局長と一緒に立ち会うという話でした。ハクセル美穂子議員がその点について詳しく質問して、では今まで

のような広域振興局長が窓口となってやる方式は改めるのかと、この問いに対して、それは変わらないという答弁でした。それでは、知事は何のために同席するのかということなのです。民間でいうと、社長と部長がそこにいる、誰に物申すかといえば、決定権を持っているのは社長ですから、首長を民間会社の契約の相手だとみなして言うと、部長には言わないですね、契約をまとめるのに、社長に言いますよ。社長はそのつもりで出てくるはずだと思って来ているわけだから、そのやり方を変えないで、民間でいう社長が、知事がそこにいるということは、どういう意味を持つのか。首長はえらく困惑すると私は思います。一回藤尾さんが広域振興局長になったとき、達増県政2年目だと思ったけれども、もう藤尾さんが全部仕切ってしまった、知事はちょこんとそこに座って、何も話さない、ただ座っているだけ。これは何の意味があるのかと私は思ったのです。結局首長は、知事への問いかけもできないような環境をつくられてしまって、これが今の原点になっているのではないかなと思うのです。またそれをやるということなのです。知事が同席することを検討するという答弁でしたけれども、その検討するまでに至るプロセスで、今までのやり方の総括がどうだったかという点については全く言及がなかったので、庁議並びに部局の中でどうやって総括をされたのか、その点についてお伺いします。

○熊谷ふるさと振興部長 市町村要望につきまして、来年度から知事が広域振興局長と同席する方向での対応を検討すると御答弁申し上げたところでございます。これにつきましては、これまで広域振興局長が受けて、組織的にそれを整理し、知事、それから副知事、県庁幹部の下で要望元の重点事項でありますとか、圏域の重要事項、そういったものを中心に報告し、情報を共有していたところでございますが、今回第2期アクションプランに基づいて、人口減少対策を初め、地域がそれぞれ直面する医療、福祉、教育、地域交通等々、さまざまな課題を取り組んでいくに当たりまして、取り組みの実効性を高めていくには、県と市町村のさらなる連携強化が必要という考え方でございます。これまで以上に県と市町村の意見交換、情報の機会をふやしていく、そういった必要性があると認識しております。

市町村要望につきましては、広域振興局単位でこれまでどおり受ける、市町村から御要望があれば受けるという形になりますが、地域が直面する課題の解決に向けて、知事と市町村長との情報共有、意見交換の機会を一層充実させたいということで、要望の場へ知事が出席する方向ということで今検討を進めているものでございます。

○飯澤匡委員 この件については、うちの会派が私も含めて随分関心を持ってこれまで質問していましたが、知事はこういうふうにも言ったのです。その場で私、知事が答えてしまうと、変な仮約束をしてしまう、そういうことになりはしないかと、要はしっかりと政策を練り上げた上で地域課題に対して返答すると、これが一番ベストなやり方だと言っているわけです。そうではないということですか。今までのやり方を変えないというのだったら。同席するというのは、ただそこに座っているというだけですか。今の

答弁はそのとおりだけれども、私が問題視しているのは、今までやっていたことが正しいと言っているのだから、知事がきちんと受けとめますと言わないと、やり方を変えたことにならないのではないですか。同席している首長は、知事が来たら知事に要望するとそれはそう思いますよ。その検討プロセスが全く理解できないのだけれども、それをもう一回聞いて終わります。

○熊谷ふるさと振興部長 今、来年度に向けて、どういう形で要望のやり取りの場を設けるか、そこをまさに検討しているところでございます。

プロセスというお話がございました。先ほども申し上げたとおりでございます。私ども事務的には、そういったアクションプランの必要性、市町村との連携の必要性、それからやはりこれまでの県議会の議論というものも踏まえまして、そういう方向で進めるべきではないかと考えて、そういう検討を行っているものでございます。

○工藤大輔委員 知事が市町村の要望を聞きに行くということですが、本会議の答弁を聞いて、少し違和感を持ったのです。何かというと、これまでどおり広域振興局長が市町村からの要望書を受け取るというところで、市町村からの要望は県宛て、知事宛ての要望書なわけです。その知事宛ての要望書を知事本人が来ていて、受け取らずに広域振興局長に手交されると、知事がその場にいることを想定すると、これはどう見ても違和感があります。知事が参加していて要望書を受け取らないとはどういうことだと。やはり市町村からの要望を直接受け取るというのが本来の筋ではないのかと思います。

それとあわせて、今飯澤匡委員からもあったように、子ども・子育ての関係について、そのために行くのだというような趣旨の答弁もあったように記憶するのですが、やはり課題についてもう少し、地域の課題について網羅されながら、いろいろな話をしたいというのが自治体側の思いだと思うので、その思いに沿った運営をしないと、かえって不満が残る場になると思いますので、しっかり詰めてやっていただきたいと思います。

○熊谷ふるさと振興部長 先ほども申し上げましたとおり、具体的にどういう形でやるかというのは、今まさに来年度に向けて検討しております。知事が出席すると仮定した場合、工藤大輔委員おっしゃるとおり県宛ての要望でありますから、知事が受け取ることを想定しております。中途半端な形で、市町村にそういった感想を持たれないように、私どももこれから再度詰めてまいりたいと考えております。

○菅野ひろのり委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、以上でこの際質疑を終わります。

それでは、中断していた議案第17号財産の取得に関し議決を求めることについての審査に戻ります。

当局から説明を求めます。

○長谷川警務部長 まず、先ほど質問がございましたメーカーの保証についてでございますけれども、昨年導入しました機体につきましては、メーカーの保証期間1年を、既に経

過しております。その上で、保証期間を過ぎていたとしても、例えば不具合が生じたときに部品を取り寄せるといった形でいいのではないかという点につきましては、今回導入しました中型ヘリコプターは日本国内初の導入機種でありまして、今回購入する部品というのは当該機種の専用のものであります。部品によっては、海外から輸入が必要なものもありまして、取り寄せにやはりどうしても一定期間要してしまうということがございますので、災害や突発事案に即応するために、今回あらかじめ一括購入するというところでございます。

また、以前のヘリコプターについてのお尋ねもございましたけれども、以前のヘリコプターについても一括で部品を購入して準備しておりました。以上でございます。

○菅野ひろのり委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

以上をもって本日の審査を全て終わります。

執行部の皆様は退席されて結構でございます。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ちください。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査事項については、盛岡バスセンターの地域交通等の機能についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては当職に一任願います。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の12月の県内調査につきましては12月13日に実施いたしますので、御参加をお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。